

2018（平成 30）年度千葉県内の小中高校における スクールカウンセラー活用状況について

The utilizations of school counselor in the elementary and junior high school,
high school in 2018 Chiba

宮村 りさ子（応用心理学部福祉心理学科）

Risako MIYAMURA (Department of Social Work and Psychology)

関谷 大輝（応用心理学部福祉心理学科）

Daiki SEKIYA (Department of Social Work and Psychology)

1. はじめに

2018（平成 30）年 8 月 6 日（月）に東京成徳大学八千代キャンパスにて小中学校・高等学校・特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭 48 名（男性 10 名、女性 38 名）を対象に「子どもと教師のメンタルヘルス」という題目で、2018（平成 30）年度教員免許状講習を実施した。スクールカウンセラー（以下 SC）とスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）の定義と役割、それぞれの特徴と違いについて講習を行った後、SC と SSW の活用方法についてグループワークを行った。今回は 2018（平成 30）年度千葉県内の小中高校における SC の活用の状況について報告することを目的とする。

2. SC の活用の背景

1995(平成 7)年度に文部省（現：文部科学省）の SC 等活用調査研究委託事業によって、公立の小・中・高等学校に SC が導入された。SC 配置校（箇所）数の推移は年々増加傾向にあり、SC が導入された 1995（平成 7）年度は全国でわずか 154 校であったが、2014（平成 26）年度において全国で約 23 万校に SC が配置された。その背景には、いじめの深刻化や不登校の児童生徒の増加など学校教育現場において様々な深刻な問題が多くなってきたことである。小学生・中学生の不登校者数は、2013（平成 25）年から 2015（平成 27）年にかけて 3 年連続で増加した。また、小学生のいじめの認知件数は 2014（平成 26）年度から 2015（平成 27）年度にかけて大幅に増加した。

文部科学省の SC 等活用事業実施要領によると、SC の職務の内容は、当初の活用調査事業の時から全国共通の次の 4 項目である。1) 児童および生徒へのカウンセリング 2) カウンセリング等に関する教職員および保護者に対する助言や援助 3) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集 4) その他児童生徒のカウンセリング等に関して各学校において適切と認められるものである。最初是不登校やいじめなどに対する相談が主な活動であったが、現在ではさらに、発達や問題行動に対する相談、保護者への相談、教職員へのコンサルテーション、外部機関との連携などケースワークのような活動にまで広がっている（杉原、2017）。

文部科学省の「不登校に関する実態調査（1993（平成5）年度不登校生徒痛惜調査報告）によると、不登校のきっかけで最も多いのは、「友人関係をめぐる問題」であり45%である。次に多いのは「学業の不振」であり28%である。3番目に多いのは「教師との関係をめぐる問題」で21%となっている。学校生活に関わるものがほとんどである。学校内外において、対人関係に関する問題が大きなウェイトを占めており、児童生徒が抱える問題に学校では対応することが難しい事案をSCが担っていることが多い。

3. SCの主な職種

2018（平成30）年度においてSCの多くは臨床心理士である。しかし、2018（平成30）年11月30日に第1回公認心理師国家試験の合格発表が行われ、公認心理師約27万人が合格した。スクールカウンセラー等活用事業実施要領（文部科学省、平成30年4月1日一部改正）によると、スクールカウンセラーの選考の筆頭は公認心理師であることから、2019（平成31）年度以降SCの占める割合は公認心理師が最も多いだろう。

4. SCの有効性について

文部科学省の2005（平成17）年度の予算要求におけるSCの有効性によると、SCは児童生徒へのカウンセリング、教職員や保護者への専門的な助言を行うことから、臨床心理に関しての高い「専門性」を有していることが必要である。また、児童生徒、保護者、教職員が気兼ねなく相談できるためには、学校の教職員以外のものである「外部性」が確保されることも必要である。実際にSCの「専門性」と「外部性」の成果も報告されている。学校全体としては、SCの助言によって家庭や関係機関との連携のもと、学校全体で生徒指導に取り組むことができるようになった。生徒児童や保護者としては、SCは教員とは異なり成績の評価を行わない第三者の存在であるため、児童生徒や保護者が気兼ねなくカウンセリングを受けることができる。教員としてはSCの助言を受けることで、児童生徒と接する際の意識が変わるとともに、児童生徒の様々な悩みに関して、適切な対応をとることができるようになった。さらに、外部との連携においては、学校が適応指導教室、警察、児童相談所な学校外の機関と連携、協力を図る上でSCの助言が効果的であった。2000（平成12）年度から2002（平成14）年度までSCが配置されてから暴力行為の報告件数は全国平均15.5%減少しているが、SC配置校においては19.8%減少した。また、不登校の報告件数は全国平均2.4%減少しているが、SC配置校においては4.0%減少した。いずれもわずかな減少であるが、SC配置の効果があったと言える。SC事業の主な成果としては、学校の教育相談体制の強化、不登校の改善、問題行動の未然防止、早期発見や早期治療である。文部科学省の調査対象の96%の学校がSCの必要性を感じ、配置の拡充、資質の確保が望まれている（西井,2016）。

5. SSWの活用の背景

SSWは、2008（平成20）年度に文部科学省のスクールソーシャルワーク活用事業とした開始した。SSWは、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒のおかれた様々な問題（例えば、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待、問題行動など）の状況や背景にある児童生徒の心の問題への対応を行う。役割は、家庭や地域、学校などの児童生徒がおかれている環境の問題に着目して働きかけて、関係機関とのネットワークの構築や活用をし、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ることである。SSWは精神保健福祉士や社会福祉士の資格を有する者、または教育と福祉の両面に関わる専門的な知識や

技術を有する者である。山野（2006）によると、SSWの活動は、ミクロ・メゾ・マクロ実践の3層モデルで示され、ミクロは個別事例へのアプローチ、メゾは校内体制作りへのアプローチ、マクロは行政の中の子ども家庭相談体制作りへのアプローチである。SSWの配置はSCと比較して規模は小さく、2016（平成28）年度のSCの配置校は全国で約25,000校であるのに対して、同年度のSSWの配置は約3,000名であった。SCは学校で配置されるため学校数であるが、SSWは地域で配置されるため人数で計画されている（福田, 2016）。

6. チーム学校としてのSCとSSWの位置づけ

文部科学省が2015（平成27）年12月21日に発表した「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」にスクールカウンセラーが学校組織の一員になることが盛り込まれており、組織には管理職や教職員といった従来の学校のスタッフの他に、多様な専門スタッフが加わっている（西井, 2016）。チーム学校におけるSCやSSWの位置づけは主に3つである。①生徒指導に関する課題の解決に当たっては、SCやSSWの協力を得ることが重要で、そのためには教育委員会がSCやSSWの活動方針を策定し、学校の教職員に対して周知する。②教員を中心にSCやSSWがそれぞれの専門性に基づき、組織的に問題の解決に取り組むため、SCやSSWの活動等を明確化し、SCやSSWを生徒指導や教育相談の組織に有機的に位置づけて、教職員に周知徹底する。③養護教諭は児童生徒の心身に関わる変調のサインを把握しやすい立場にあることから、SCやSSWと養護教諭との連携・分担体制にも留意する。

7. 千葉県におけるSCやSSWの活用の現状

受講生には事前に日頃の教育活動で課題としていることを聞いたところ、「どのような時に外部機関につなげていくのか分からない」「週1回勤務のSCとは情報交換ができていない」「外部機関とはどのような機関があり、どういう時にできるのか、利用方法などについて知らない」「教員だけでは踏み込めない部分の家庭への支援についてSSWの必要性を感じている」のようにSCやSSWをうまく活用できていないと回答があった。

「SCと共に週1度ミーティングを持ち、生徒一人ひとりに合わせた課題を持つようにしている」のようにSCをうまく活用できていると回答した人はわずかだった。

8. KJ法の結果

教員免許状更新講習の受講者数が48名であったため、1グループにつき6名、合計8グループでグループワークを行った。まず、「SCやSSWと連携や協働がされているのか」「SCやSSWと連携や協働がされているのか」について考えてもらった。SCやSSWと連携や協働している場合は、「メリットは何か」「デメリットは何か」「SCやSSWへの要望は何か」「SCやSSWとの連携や協働でうまくいかないこと」について各自付箋に考えや意見を書き出してもらった。一方、SCやSSWと連携や協働できていない場合は、「なぜ連携や協働していないのか」「連携や協働しないメリットは何か」「連携や協働しないデメリットは何か」「SCやSSWへの要望は何か」「思うようにいかないことは何か」について各自付箋に考えや意見を書き出してもらい、それぞれをKJ法でまとめてもらった。SSWと連携や協働している教員や学校が少なかったため、今回はSCとの連携や協働についてまとめたものを報告した。

1) SCと連携や協働している場合、メリットには主に下記のことがあげられた。それらを「専門性」と「外部性」に分けた。

(1) 専門性

- 「緊急性のあることに対して、専門的な立場で対応してくれる」
- 「医療が必要な深刻な事例を相談できる」
- 「児童の家庭環境を詳しく知ることができる」
- 「ケース会議に心理の専門家の意見が入る」
- 「養護教諭や担任とは異なる視点でアドバイスをくれることで、良い方向へ向かうことがある」
- 「カウンセリングの方法を専門的に学んでいるので、教育相談をしやすい」
- 「他機関につないでくれる」
- 「担任が気づくことのできなかつた心の病気に気づくことができる」
- 「専門的な知識でアドバイスをしてくれる」

(2) 外部性

- 「学校教員以外の第三者的の立場なので、児童生徒が色々な情報を出す」
- 「担任の目が行き届かない生徒の話聞いてもらえる」
- 「児童生徒が担任には言いにくい話をSCが聞いて、担任に知らせてくれる」
- 「教員から伝えづらいことをSCから保護者に言ってもらえる」
- 「子どもだけでなく、保護者の悩みなど話をじっくり聞いてもらい、話すことで納得する」
- 「担任が知り得なかつた親の悩みなどを知ることができる」
- 「担任は時間を取りにくい、保護者との面談をSCが行うことで橋渡しになる」

2) SCと連携や協働している場合、デメリットには主に下記のことがあげられた。

- 「学校体制と合わないことがある」
- 「非常勤なので、SCが勤務しない日に事態が動いた時に、SCがいないと困る」
- 「毎日勤務していないので、相談した時には不在である」
- 「複数校を兼任している」
- 「SCが見た範囲での児童生徒の様子をもとに、保護者に安心させるようなことを言ったために、担任の困り感が伝わりにくいことになった」
- 「1年ごとにSCが変わってしまうので、引き継ぎが難しい」
- 「担任とSCのタイミングが合わず、情報交換をするのが時間外になる」
- 「SCが相談で忙しく担任も忙しいので、直接話す時間がない」
- 「養護教諭が窓口になることが多いが、どうしても時間外になる」

3) SCと連携や協働している場合、要望には主に下記のことがあげられた。

- 「勤務日数や勤務回数を増やして欲しい」
- 「SCの配置が必要な学校には、毎日出勤できるようにSCの人員を増やして欲しい」
- 「多職種や他機関との調整役をして欲しい」
- 「外部で関わっている民生委員や児童委員との情報交換もできたらいい」
- 「教職員と話することができる時間が欲しい」
- 「事案を学校に留めておかず、他機関にすぐにつないでもらいたい」

4) SCと連携や協働している場合、思うようにいかないことには主に下記のことがあげられた。

- 「情報共有がうまくいかない時がある」
- 「SCと各担当をつなぐ存在が校内にしっかりないとうまく回らない」
- 「SCの活用について教員に周知されていない」
- 「SCの予約が多すぎるので、依頼できない」
- 「SCが教員と情報交換をしようとしても、教員が職員室にいない」

5) SCと連携や協働していない場合、デメリットとして主に下記のことがあげられた。

- 「外部機関との連携が難しい」
- 「学校に馴染んでいないと、児童や生徒もカウンセリングをする気にならない」
- 「常勤していないSCには話しにくい」
- 「相談者の意向を受け止め過ぎてしまって、クラス担任との折り合いが難しくなる」
- 「SCに話すと、伝えたくない教員にも話が筒抜けになってしまう」

6) SCと連携や協働していない場合、思うようにいかないことは主に下記のことがあげられた。

- 「カウンセリングを受ける手順が多い（担任→学年主任の許可が必要）」
- 「問題発生時の連携がうまくいかない」
- 「生徒や保護者に寄り添えていない」
- 「どのように連携したらいいのか分からない」
- 「そもそも連携することへの意識が薄い」
- 「どこの学校にどのような時間に配置されているのか知らされていない」
- 「SCが学区の中学にいるのに相談できることを児童生徒や保護者に知らされていない」

9. まとめ

千葉県内において、SCと連携や協働している小中高校の教員は多く、児童生徒や保護者、教員の多くがSCと連携や協働することに対するメリットや効果を感じていることが分かった。しかしながら、SCが配置されているにも関わらず、SCと連携や協働できていない学校や教員がいることが分かった。その主な理由は「SCが常勤ではないため、SCに相談したい時に相談できない」や「学校に配置されていることが児童生徒や保護者に知られていない」であった。SCが常勤でないのはSCの問題でなく、SC等活用調査研究委託事業の問題であるため、改善されるのは容易ではない。しかしながら、学校は学年便りなどを活用することで、SCが配置されていることを児童生徒や保護者に周知し、誰でも気軽にSCに相談できるように促すことで、効果的なSCの活用が期待できる。また、SCが常勤でなくても「チーム学校」として学校内の教職員とSCが問題意識や情報を共有することによって、SCと連携や協働することに対して教職員がメリットや効果を感じることができると考えられる。「SCが児童生徒や保護者に寄り添うことができていない」との意見もあったことから、まずは教職員とSCが互いにコミュニケーションを取る機会を定期的に確保することで、互いに連携や協働したいと思うような関係性を構築することが必要であると考えられる。

10. 謝辞

2018（平成30）年8月6日（月）に東京成徳大学八千代キャンパスにて開催された2018（平成30）年度教員免許状講習「子どもと教師のメンタルヘルス」を受講された小中学校・高等学校・特別支援学校教諭・養護教諭・栄養教諭48名の皆様に感謝を申し上げます。また、ご多忙にもかかわらず企画や運営にご尽力された東京成徳大学八千代キャンパスの教職員の方々、KJ法をデータ入力してくれた東京成徳大学応用心理学部福祉心理学科の小泉沙織さんと田中鳩子さんにも感謝を申し上げます。

11. 引用文献

- 1) 福田憲明（2016）これからの展開：チェンジエージェントとしてのスクールカウンセラー, 子どもの心と学校臨床 -特集新しいスクールカウンセラー：チーム学校をめぐって- 村山正治・西井克泰・羽下大信（編）, 第15号, 遠見書房, pp33-pp42.
- 2) 西井克泰（2016）「チーム学校」とスクールカウンセラー, 子どもの心と学校臨床 -特集新しいスクールカウンセラー：チーム学校をめぐって- 村山正治・西井克泰・羽下大信（編）, 第15号, 遠見書房, pp8-pp15.
- 3) 杉原紗千子（2017）公立学校スクールカウンセラー活用事業の歴史と変遷-雇用形態と勤務形態-, 学校が求めるスクールカウンセラー -アセスメントとコンサルテーションを中心に-, 村瀬嘉代子（監修）東京学校臨床心理研究会（編）, 遠見書房, pp19-pp30.
- 4) 山野則子（2006）子ども家庭相談体制におけるスクールソーシャルワークの構築 -教育行政とのコラボレーション-, ソーシャルワーク研究, 32(2), pp25-pp31.